

令和5年8月7日

令和4年度 がん対策の取組報告

目次

1	はじめに.....	P.2
2	神戸市がん対策推進懇話会の概要.....	P.2
3	神戸市がん対策推進条例に関する取り組み	
	(1) がん予防の推進（第5条）.....	P.3
	(2) がんに関する教育の推進（第6条）.....	P.6
	(3) がん検診の受診率の向上等（第7条）.....	P.8
	(4) 医療体制の充実及び研究の支援（第8条）.....	P.10
	(5) 緩和ケア、在宅療養の充実（第9条、第10条）.....	P.12
	(6) がん患者等への支援（第11条）.....	P.14
	(7) 情報の収集及び提供並びに広報（第12条）.....	P.17
4	関連データ.....	P.19
5	神戸市がん対策推進条例.....	P.26

1 はじめに

「神戸市がん対策推進条例（平成26年4月1日施行）」第14条の規定に基づいて、令和4年度の本市のがん対策に関する施策の実施状況について報告します。

2 神戸市がん対策推進懇話会の概要

(1) 懇話会開催の趣旨

神戸市がん対策推進条例の施行（平成26年4月）を受け、がんの予防、がん教育、検診受診、医療・療養の充実、患者支援、がんに関する情報収集及び広報に至り総合的な取り組みを進めていくため、がんの専門家や学識経験者、関係者等から意見を聴く「神戸市がん対策推進懇話会」を開催している。

(2) 懇話会委員（令和5年度・敬称略・五十音順）

会長	眞庭 謙昌	神戸大学副学長（病院担当）兼医学部附属病院長
	植田 勝明	兵庫県保健医療部感染症等対策室疾病対策課長
	桂木 聡子	神戸市薬剤師会副会長
	北野 貞	兵庫県看護協会常務理事
	久次米 健市	神戸市医師会副会長
	杉村 智行	神戸市歯科医師会専務理事
	祖父江 友孝	大阪大学大学院医学系研究科教授
	高山 良子	神戸市看護大学講師
	富永 正寛	兵庫県立がんセンター院長
	西 昂	神戸市民間病院協会会長
	深谷 隆	兵庫県予防医学協会会長
	古川 宗	ひょうごがん患者連絡会会長
	森田 祐子	神戸市婦人団体協議会 副会長
	安井 久晃	神戸市立医療センター中央市民病院腫瘍内科部長

(3) 令和4年度 懇話会開催状況

開催日 令和4年8月5日（金）

（議題・報告）

- ・ 令和3年度がん対策の取組状況と今後の取組について
- ・ HPVワクチン定期接種・キャッチアップ接種について
- ・ がん検診の受診状況と受診率向上の取組について
- ・ 高濃度乳房の通知について

3 神戸市がん対策推進条例に関する取り組み

赤字：新規 青字：拡充

(1)がん予防の推進(第5条)

- ・喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する知識の普及啓発
- ・肺がんを始めとする種々のがんの原因である喫煙の抑制、受動喫煙対策

令和4年度の取り組み

1. 普及啓発・保健指導

①禁煙・受動喫煙防止啓発

- ・世界禁煙デー(5月31日)・禁煙週間(5月31日～6月6日)にあわせ、JR三ノ宮駅、花時計ギャラリー等にて広告啓発を実施した。
- ・兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」(令和2年4月改正全面施行)の周知啓発のため、新規開業飲食店舗向けに食品衛生責任者養成講習での周知等を実施した。
- ・市民からの通報に基づく、民間施設、飲食店等への望まない受動喫煙の防止への改善要請、指導を実施した。
- ・新たに SNS 広告配信による啓発を実施した(リーチ数 39,088 人、クリック回数 425 回)。



②運動・食生活

- ・健康講座として、健康運動指導士・保健師・管理栄養士等を自治会や婦人会等の健康づくりグループに派遣したほか、区主催で実施した(18件437人)。



③イベント等での啓発

- ・毎年10月の「乳がん月間」に、日本対がん協会やあけぼの会等とともに、乳がんの早期発見や知識の普及啓発を目的としてピンクリボンフェスティバルの開催運営を行った。明石海峡大橋やBE KOBE モニュメント等のライトアップ、街頭での啓発グッズの配布等を実施した。
- ・4月9日の「子宮の日」に合わせ、兵庫県細胞検査士会や兵庫県臨床細胞学会、兵庫県臨床検査技師会等とともに、子宮頸がんの啓発を目的とした「LOVE49 キャンペーン」を行った。



2. がん予防の推進

- ・ COPD(慢性閉塞性肺疾患)の周知啓発のため、各区のイベントや健康教育の場で肺年齢を測定し、喫煙者にはあわせて禁煙指導を実施していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年度は全面中止した。代替事業として一部区において、啓発資材の展示やリーフレットの配布等による啓発事業を実施した。
- ・ COPD スクリーニング&禁煙サポート事業(胸部X線健診等での有リスク者である喫煙者に禁煙サポートを行う事業)を実施した(対象者数1,384人)。
- ・ 子宮頸がんの予防接種を小学校6年生から高校1年生相当の女子と積極的勧奨の差し控え期間に定期接種を逃した平成9年度から平成18年度生まれの女子を対象に実施した(延べ19,476回)。
- ・ 積極的勧奨の再開に伴い、小学校6年生から高校1年生相当の女子と積極的勧奨の差し控え期間に定期接種を逃した平成9年度から平成18年度生まれの女子に対して個別に接種券とリーフレットを送付した。
- ・ 令和5年度からの9価ワクチンの定期接種化のご案内とともに接種勧奨の個別通知を送付した。
- ・ 肝炎対策として、肝炎ウイルス検査を実施した(受診者数:15,232人)。
- ・ 40歳・50歳・60歳歯周病検診、後期高齢者(75歳)歯科健康診査(口腔粘膜異常の判定項目有り)を実施した(受診者数40歳:1,368人、50歳:2,532人、60歳:2,652人、75歳:1,777人)。
- ・ 50歳・60歳歯周病検診、後期高齢者(75歳)歯科健康診査の個別通知をわかりやすくして受診率向上を目指した。また、神戸市公式Twitterで受診勧奨を行った。
- ・ 口腔がん検診の実施を支援した(受診者数:599人)。

1. 令和5年度の取り組み

- ・禁煙・受動喫煙防止対策として、令和2年4月より全面施行された改正健康増進法及び改正県条例に基づき、市民や事業者からの受動喫煙(防止)にかかる相談や通報に対応する。
- ・受動喫煙の防止等に向けた周知・啓発については、インターネット広告など新たな方法を用いて効果的に取り組む。
- ・食生活、運動についてセミナーや健康講座等を実施して、生活習慣病の予防に取り組む。
- ・COPD 啓発事業として、コロナウイルス感染症の状況を踏まえ事業再開を検討する。
- ・COPD スクリーニング事業&禁煙サポート事業について、引き続き事業を実施する。
- ・肝炎対策として、肝炎ウイルス検査を引き続き実施する。
- ・昨年に引き続き、歯周病検診等の個別通知をわかりやすくして受診率向上を目指す。
- ・口腔がん検診を引き続き実施する。
- ・依頼により専門職(医師、保健師等)を派遣する健康教育のメニューとして、がんの予防、減塩について引き続き実施する。
- ・新たに子宮頸がんの予防接種の定期接種の対象となる小学校6年生の女子に接種券とリーフレットを個別に送付し、予防接種勧奨を実施する。

(2) がんに関する教育の推進（第6条）

- ・学校教育における、がん予防も含めた健康教育の実施

令和4年度の取り組み

1. 学校教育における取組

①児童・生徒への教育

文部科学省のがんの教育総合支援事業を活用し、4年度は、推進校として2つの中学校を指定し、以下の取組を行った。

(1) 有馬中学校では、「自他の命を大切にすることを育む健康教育」～かけがえのない生命を尊重できる心に～をテーマにした校内研修の中で、がんを題材とした授業研究を行った。12月には、がんについての講演会と、近隣養護教員参集による研修会が行われた。

(2) 大沢中学校では、「がんについて正しく知り、予防方法について考えよう」をテーマにして取り組んだ。11月の校内学校保健委員会では、生徒による提案と学校薬剤師からの講演が行われ、がんについての理解を深めた。当日は同校にて、がん教育関係者会議も開催され、がん教育についての意見交換がなされた。

②教職員に向けた教育

養護教員、中学校保健体育担当教員、保健主事等を対象とした研修を計画したが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。北区中学校養護教員を対象に研修会を開き、学校におけるがん教育推進の課題について話し合った。

③がんに関する教育推進に向けた教育関係者会議（がん教育関係者会議）開催

10月：神戸市総合教育センターにて

11月：神戸市立大沢中学校にて

④外部講師活用への条件整備

関係機関協力のもと、「がん教育外部講師協力団体照会一覧」の内容を更新。

今後の取り組みと課題

1. 令和5年度の取組

- ・文部科学省「がん教育等外部講師連携支援事業」を活用し、取組を進める。推進校を選定し、先進的な取組を全市へ発信する。
- ・がん教育実践事例集を作成し、学校園に配布する。
- ・神戸市作成の中学生及び家庭向けリーフレット「KOBE がんガイド・がんについて考えよう」を全中学校へ配布し、授業で活用するとともに、家庭への啓発も図る。
- ・教職員対象の研修会を実施し、がん教育の積極的な取組を促す。
- ・教育関係者会議を計2回開催し、「がんに関する教育」推進に向けた計画、実践について、構成メンバーの方々より助言を得る。

2. 今後の取組の方向性

- ・ 中学校・高等学校において、がんについての学習が始まっている。これに加えて、学活、道徳、総合的な学習の時間等を活用した、各校での取組を支援していく。また、特徴的な取組が見られる学校を取り上げ、発信する。
- ・ 小学校においては、学校や地域の実情に応じた取組を促す。
- ・ 教職員の意識を向上させ、指導の指針となるよう研修会を開催する。
- ・ 外部講師の活用に対応できるように、登録団体の開拓等により、より一層の条件整備を進める。
- ・ 引き続き、関係機関と連携しながら、学校におけるがん教育を推進していく。

(3) がん検診の受診率の向上等（第7条）

- ・市民のがん検診の受診率向上に資するよう、がん検診の普及啓発
- ・がんの早期発見のためがん検診を実施
- ・企業、団体及び医療保険者との連携を図る

令和4年度の取り組み

1. 検診体制の整備

①神戸市の検診事業

- ・胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん検診を実施した。受診者の利便性向上のため、一部検診機関において、休日（土曜・日曜・祝日）や夜間の検診を実施した。
- ・がん検診を市民が受診しやすいよう、市内の指定医療機関や検診車で実施した。
- ・こうべ健康いきいきサポートシステムのデータを活用し、無料受診券（40歳総合健診受診券、20歳子宮頸がん検診無料クーポン券）の個別送付、及び節目年齢（30、50、60歳）の対象者あてハガキによる個別受診勧奨を実施。
- ・20歳子宮頸がん検診無料クーポン券の未利用者あて、ハガキによる再勧奨を実施。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、受診機会の確保策として、無料受診券及び偶数歳の方が受診対象となっている検診の受診期限を、それぞれ6か月間延長し、受診を促した。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行により令和2年度に検診を中止した期間に40歳総合健診受診券の受診期間が含まれていた検診未受診の方へ、受診券を再度発行し、無料受診の機会を与えて受診を促した。（受診券利用件数：3,197件）
- ・特定健診とがん検診が同日に受診できるセット健診を、兵庫県予防医学協会健診センター及び健康ライフプラザにて実施した。

2. 受診しやすい環境づくり

①WEB予約システムの導入

- ・集団検診（胃がんバリウム検査、乳がん検診、セット健診）の予約をWEBで完結できるシステムを導入した。
- ・神戸市スマート申請システム e-KOBE での、大腸がん検診（郵送方式）の申込において、クレジットカード決済の導入を行った。（申込可能期間は10月～2月）

②わかりやすい広報の実施

- ・神戸市がん検診制度の周知のため、国保特定健診受診券に同封するリーフレットについて、わかりやすさと継続受診の訴求を重視して内容を見直した。
- ・神戸市ホームページの、がん検診のページについて、受診方法や自己負担金額、実施医療機関一覧へのリンク等をわかりやすく見直した。

3. その他

①乳がん検診における高濃度乳房の通知

- ・ワーキンググループを設置し検討を行い、令和4年2月より本人通知を開始した。

(神戸市がん検診制度の概要)

検診名	実施方法	対 象	自己負担
胃がん(内視鏡)	指定医療機関	50歳以上 (偶数歳)	2,000円
胃がん(X線)	検診車	40歳以上	600円
肺がん	指定医療機関	40歳以上	1,000円
大腸がん	集団健診時又は郵送	40歳以上	500円
子宮頸がん	指定医療機関	20歳以上 (偶数歳)	1,700円
乳がん	指定医療機関又は検診車	40歳以上 (偶数歳)	(40歳代) 2,000円 (50歳以上) 1,500円

- ・自己負担無料対象者：70歳以上、被保護世帯、市民税非課税又は均等割課税世帯、特定中国残留邦人等支援給付受給者
- ・20歳に子宮頸がん無料券、40歳に5大がん含む総合受診券(無料)を交付

今後の取り組みと課題

1. 令和5年度の取り組み

- ・令和4年度と同様に、無料受診券(40歳総合健診受診券、20歳子宮頸がん検診無料クーポン券)の個別送付、及び節目年齢(30、50、60歳)の対象者あてハガキによる個別受診勧奨を実施。20歳子宮頸がん検診無料クーポン券の未利用者へ、ハガキによる再勧奨を実施。
- ・がん検診受診の重要性について広報紙 KOBE やイベント等で啓発を実施するとともに、がん検診受診促進協定締結企業・団体に呼びかけて検診受診を促す。
- ・昨年度に引き続き休日検診や兵庫県予防医学協会健診センター及び健康ライフプラザでのセット健診を実施する。
- ・20歳子宮頸がん検診無料クーポンや40歳総合健診受診券の封筒・同封物について、わかりやすさを重視するとともに受診を促す内容へ見直した。

2. 今後の取組みの方向性

- ・広報の実施方法(個別勧奨の対象者や広報の手法等)について検証を行い、より効果的な勧奨を行っていく。
- ・精密検査受診率の向上を目的として、指定医療機関への依頼や市民への精密検査受診勧奨等、精度管理体制の強化を行う。

(4) 医療体制の充実及び研究の支援 (第8条)

- ・市並びに医療機関・関係団体は県と連携し、患者の状態に応じた質の高い適切ながん医療体制を整備
- ・がんの診断法及び治療法の創出に向けた研究支援の実施

令和4年度の取り組み

1. 医療体制の充実

①集学的治療の充実

- ・中央市民病院では、放射線治療において通常照射のほか、強度変調照射等の高精度照射を行っている。手術による根治のみでなく、ゲノム検査外来による患者に適した治療薬の選択、放射線治療単独または化学療法との組み合わせや、術前・術後の化学療法等集学的に低侵襲かつ根治を目指した治療を実施している。化学療法においては標準的治療を基本とし、治験参加も含め、安全に外来化学療法を実施できるよう、患者支援を充実させている。
- ・西神戸医療センターでは放射線治療システム（リニアック装置・治療計画装置）での高精度な放射線治療、内視鏡センターにおける早期発見・治療、化学療法センターにおける最適ながん薬物療法など、総合的ながん診療を実施した。
- ・また両病院において、院内がん登録の推進による5年予後追跡率の分析、低侵襲治療である手術支援ロボットや腹腔鏡・胸腔鏡下の手術や化学療法を積極的に実施した。
- ・さらに、中央市民病院ではがん治療の副作用・合併症の予防や軽減、患者のQOL（生活の質）の向上のため、地域の歯科医との連携による口腔ケアの推進に取り組むとともに、西神戸医療センターでは周術期口腔機能管理システムの運用に関する研修を行った。
- ・なお、両病院において、地域の医療者も対象にしたオープンカンファレンスについては両病院に会場を設けた上で、オンラインも活用したハイブリット形式で開催した。
- ・また、がん患者等が妊娠するための機能を温存する治療「妊孕性温存療法」に関して、中央市民病院、西市民病院、西神戸医療センターにおいて、がん治療全般の過程で温存の可能性があれば、患者の意向を確認の上、迅速に県の指定医療機関へ紹介を行った。
- ・神戸医療産業都市では、中央市民病院を核として、神戸低侵襲がん医療センター、神戸大学医学部附属病院国際がん医療・研究センター、兵庫県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センターなど、高度専門病院等が集積するメディカルクラスターの連携強化を図り、市民へ最適な医療の提供をめざした。

2. 研究等の支援

- ・神戸医療産業都市として開発を支援してきた手術支援ロボットシステム「hinotori™」（株式会社メディカロイドが開発）が、令和2年度に泌尿器科を適応領域として販売開始され、令和4年度には婦人科および消化器外科への適応についても承認を得た。中央市民病院において、令和4年度に新たに1台導入した。
- ・令和3年度より、がん光免疫療法の治療・研究開発の拠点として、神戸大学医学部附属病院に「光免疫治療センター」が、同病院国際がん医療・研究センターに「頭頸部アルミノ

ックス外来」がそれぞれ設置され、研究等の取組みが進められている。

今後の取組みと課題

1. 令和5年度の取組み

- ・西市民病院及び西神戸医療センターにおいて、新たに遺伝カウンセリング外来を開設した。

2. 今後の取組みの方向性

- ・中央市民病院及び西神戸医療センターは、国指定地域がん診療連携拠点病院として、引き続き、がん治療の充実を図っていく。
- ・妊孕性温存療法に関して、引き続き、中央市民病院、西市民病院、西神戸医療センターにおいて、県の指定医療機関との適切な役割分担の下に対応を行う。
- ・神戸医療産業都市においては、引き続き新たな診断法や治療技術の開発・実用化に向けて必要な支援を行っていく。

(5) 緩和ケア、在宅療養の充実 (第9条、第10条)

- ・緩和ケアを受けることが出来る環境の整備
- ・在宅療養が出来る環境の整備

令和4年度の取り組み

1. 緩和ケア、在宅療養の充実

①緩和ケアの充実

- ・市民病院においては、多職種からなる緩和ケアチームが入院患者を対象に疼痛・苦痛の緩和・心の相談に対応した。また、緩和ケア機能を有する医療機関との連携、在宅医、訪問看護師との治療及びケアについての情報共有・連携を図った。
- ・中央市民病院は令和元年度より、西神戸医療センターは令和3年度より、緩和ケアセンターを設置し、がん専門看護師を配置する等人員体制を強化して、早期からがん患者に関わり緩和ケアの充実を図っている。

(神戸圏域における緩和ケア病棟・緩和ケアチームを有する病院)

緩和ケア病棟を有する病院 (病床数)
7病院 (145床)
・神戸ト・ベントス病院(21) ・JCHO 神戸中央病院(22) ・東神戸病院(21) ・六甲病院(21) ・甲南医療センター (22) ・神戸協同病院(19) ・神戸大山病院(19)
緩和ケアチームを有する病院
21病院
神戸市立医療センター中央市民病院、神戸市立医療センター西市民病院、神戸市立西神戸医療センター、神戸大学医学部附属病院、JCHO 神戸中央病院、兵庫県立こども病院、済生会兵庫県病院、神戸低侵襲がん医療センター、川崎病院、神戸海星病院、三菱神戸病院、神戸赤十字病院、神鋼記念病院、宮地病院、甲南医療センター、西病院、神戸朝日病院、神戸協同病院、佐野病院、神戸掖済会病院、春日野会病院

(令和3年度兵庫県病床機能報告及び兵庫県医療機関情報システムより)

②在宅療養の充実

- ・がん末期等状態が急変する恐れのある方に介護保険の要介護認定に要する期間の短縮を図った。(令和4年度実績) : 緊急案件 平均 17.0日/93件
- ・がん末期患者が要介護認定申請後、認定調査前に亡くなった場合発生する死亡前の介護サービス利用料の一部を助成した。(令和4年度実績) : 2件、45千円
- ・若年者の在宅ターミナルケア支援事業 (20代、30代のがん患者の方が住み慣れた生活の場で安心して自分らしい生活が過ごせるよう、在宅サービス利用料の一部負担を軽減事業)を実施した。以前より要望のあった訪問入浴介護も助成対象とした。
(令和4年度実績) : 利用決定 13名
- ・「医療介護サポートセンター」では、ターミナルケアに対応可能な診療所の紹介など、在

在宅療養に関する情報提供をはじめ、医療と介護の連携強化に取り組んだ。(令和4年度実績)：がん患者の在宅療養等に関する相談96件

今後の取り組みと課題

1. 令和5年度の取り組み

- ・若年者の在宅ターミナルケア支援事業を制度を拡大して実施。(対象年齢を20歳から18歳以上に拡大・在宅サービス利用料を6万円から10万円に引き上げ・福祉用具等貸与に点滴台の項目追加・福祉用具在宅医療機器の購入を助成対象に追加)
- ・がん末期患者が要介護認定申請後、認定調査前に亡くなった場合発生する死亡前の介護サービス利用料の一部を助成する。
- ・中央市民病院においては、思春期や若年成人のがん患者への相談対応を目的としたAYA世代サポートチームを発足。今後、院内での役割について検討していく。

2. 今後の取組みの方向性

- ・市民病院においては、院内外医療従事者を対象とした緩和ケア研修の開催や、緩和ケアチームを中心とした患者の相談対応の充実を図る。
- ・「医療介護サポートセンター」において、がん患者の在宅療養等に関する相談対応を行うとともに、医療と介護の一層の連携強化を図る。

(6) がん患者等への支援 (第 11 条)

- ・がん患者等の相談体制の充実と患者会等の活動支援

令和 4 年度の取り組み

1. 相談体制の整備

①がん診療連携拠点病院等での相談体制

- ・中央市民病院及び西神戸医療センターでは、がん相談支援センターにおいて、週 5 日 (月～金) がん相談員が常駐し、患者の相談に応じるとともに、セカンドオピニオンにも対応した (令和 4 年度がん患者相談受付件数：中央市民病院 800 件・西神戸医療センター1,429 件)。

※新型コロナウイルス感染症防止対策を行ったうえでの対面相談のほか、電話相談も継続して実施。

- ・がん患者やその家族を対象とした患者サロンについては新型コロナウイルス感染拡大防止の点から開催を見送った。

②がん相談支援センター連絡会議

- ・県と市、がん相談支援センターとの情報交換、連携強化のため、連絡会議を実施しアピアランス支援、就労支援等について意見交換しているが、令和 4 年度はコロナの感染拡大により開催中止。その他、各相談支援センターへ巡回し、状況等の聞き取りを実施 (令和 4 年 6 月)。

③就労支援

- ・中央市民病院及び西神戸医療センターでは、月 1 回、通院中のがん患者やその家族を対象に、社会保険労務士による「仕事と暮らしの相談会」を開催した。(中央市民病院：10 件、西神戸医療センター：6 件)
- ・また中央市民病院においては、ハローワーク神戸による就業相談会 (6 件) を開催した。
- ・がんになっても、仕事と治療の両立が果たせるよう就労支援の必要性を啓発するため、企業および市民向けに就労支援セミナーを実施した (令和 5 年 2 月実施し、当日の講演内容を市ホームページに動画で掲載予定)。

④がん患者会交流会

- ・西神戸医療センターにおける令和 4 年度のがん患者交流会は新型コロナウイルス感染拡大の点からほとんどの開催を見送ったが、患者サロンの一環として令和 4 年 12 月にがん患者及びその家族を対象に例年開催していたクリスマスコンサートの動画を作成し、視聴や語り合うなど懇談をしていただけるよう、患者ライブラリーで期間を限定のうえ、配信を行った。

⑤がん患者アピアランスサポート事業

- ・がん患者の心理的負担を軽減するとともに、就労等社会参加促進、療養生活の質の維持向上を図ることを目的とし、がん治療による外見変貌を補完する補正具の購入費用の助成を行った。

(令和 4 年度実績) 申請件数 699 件

⑥骨髄等ドナー支援事業

- ・骨髄等（骨髄・末梢血幹細胞）を提供したドナーの方を対象に、骨髄等の提供のための通院、入院等に対し、1日あたり2万円の助成金を交付した（1回の提供につき、最大10日間／20万円）。
- ・令和4年度実績：5件／100万円

⑦その他

- ・前立腺がん等の患者は、手術後に尿パットなどの使用が必要な場合があるが、男性トイレにはサンタリーボックスがなく捨て場所に困るとの現状があるため、**令和4年7月より神戸市役所1階の男性トイレにサンタリーボックスを設置し、その後区役所でも全区に設置。**
- ・妊孕性温存治療の助成制度（兵庫県所管事業）について、神戸市ホームページやがんガイドへの記載、SNS等を通じて啓発実施。

今後の取り組みと課題

1. 令和5年度の取り組み

- ・市民病院において、引き続きがん相談支援センターの充実を行い、がん患者・家族への積極的な支援を行う。
- ・集合形式での患者サロンを中央市民病院においては令和5年8月、西神戸医療センターにおいては令和5年7月より再開を予定している。社会保険労務士による就労支援の相談会は月1回、継続して開催する。
- ・西神戸医療センターにおいては、「がんピアサポート」の支援の一環として、活動を希望するがんの体験者を、がんピアサポーター養成研修へ橋渡しする等の活動を引き続き行っていく。
- ・市内のがん相談支援センターの広報リーフレットを更新し、広報を行う。市内の病院、薬局や区役所、図書館等公共施設、約2,500箇所に設置する。
- ・治療と就労の両立のため、企業および市民向け就労支援セミナー実施を検討。
- ・がん患者アピランスサポート事業を引き続き実施する。
- ・骨髄等ドナー支援事業を引き続き実施する。

2. 今後の取組みの方向性

- ・市民病院をはじめとする市内の拠点病院等が取り組むがん患者支援の取り組み状況について情報収集を行い、相談窓口についての周知、広報に努める。
- ・就労支援について、就労支援セミナーの開催等を通じて企業への働きかけを継続していく。
- ・前立腺がん等の患者に配慮したサンタリーボックスの設置・周知等について引き続き検討していく。
- ・妊孕性温存治療の助成制度については若い世代への広報が必要なため、SNSなどの広報

手段も活用しながら周知・広報に努める。

(7) 情報の収集及び提供並びに広報（第12条）

- ・市民ががん医療に関する適切な情報が得られるよう環境を整備する

令和4年度の取り組み

1. 市民への情報提供と広報

① 広報紙への掲載

- ・広報紙 KOBE へがん検診制度の案内とともに、WEB 予約について掲載した。

② 市民公開講座・健康教育

- ・中央市民病院及び西神戸医療センターで共催している公開講座「がん市民フォーラム in KOBE」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、完全予約制とし、対面とWEBで開催し、患者や市民への情報提供を行った。
- ・西神戸医療センターにおいて開催している、がん患者やその家族を主な対象とした誰でも参加できるがん教室は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を見送った。

③ 子宮頸がんの啓発

- ・積極的勧奨の再開に伴い、小学校6年生から高校1年生相当の女子と積極的勧奨の差し控え期間に定期接種を逃した平成9年度から平成18年度生まれの女子に対して個別に接種券とリーフレットを送付した。
- ・がん検診のご案内とともに子宮頸がんの予防接種勧奨ポスターを郵便局に掲示した。
- ・令和5年度からの9価ワクチンの定期接種化のご案内とともに接種勧奨の個別通知を送付した。
- ・神戸市ホームページ内に子宮頸がん予防（HPV）ワクチンの効果とリスクについて掲載した。

④ 頭頸部がんの啓発

- ・世界頭頸部がんの日にあわせて、民間企業等との協働により、市内医療機関へのポスター掲示を通じて、頭頸部がんの早期発見等につながる正しい知識の普及啓発に努めた。

⑤ ホームページ

- ・神戸市ホームページに、がん相談窓口及びがん患者サロン、就労に関する情報について発信した。また、がん予防、がん患者支援、がん検診などについて掲載した「KOBE がんガイド」を作成し、ホームページで掲載した。
- ・（公財）神戸医療産業都市推進機構が運営している「がん情報サイト」により、がんの患者やその家族、医療専門家向けに情報発信を行った。

今後の取り組みと課題

1. 令和5年度の取り組み

- ・広報紙 KOBE へがん検診の受診勧奨として年に数回特集記事を掲載する。
- ・西神戸医療センターにおいては患者ライブラリーに配架しているパンフレットやがん関連の書籍の充実を継続し、ライブラリーの利用促進を図る。

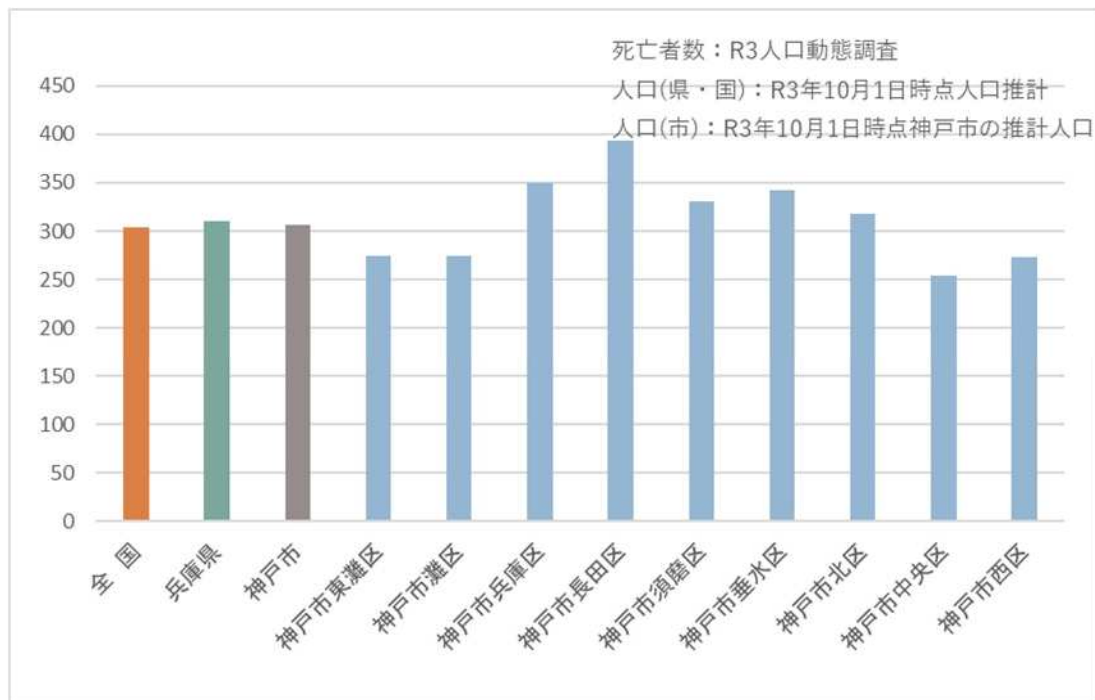
- ・健康教育を通じて「がんについて知っていますか？日本人のためのがん予防」をテーマに、全世代に向けて啓発する。
- ・新たに定期接種の対象となる小学校6年生の女子に接種券とリーフレットを個別に送付し、予防接種勧奨を実施する。

2. 今後の取組みの方向性

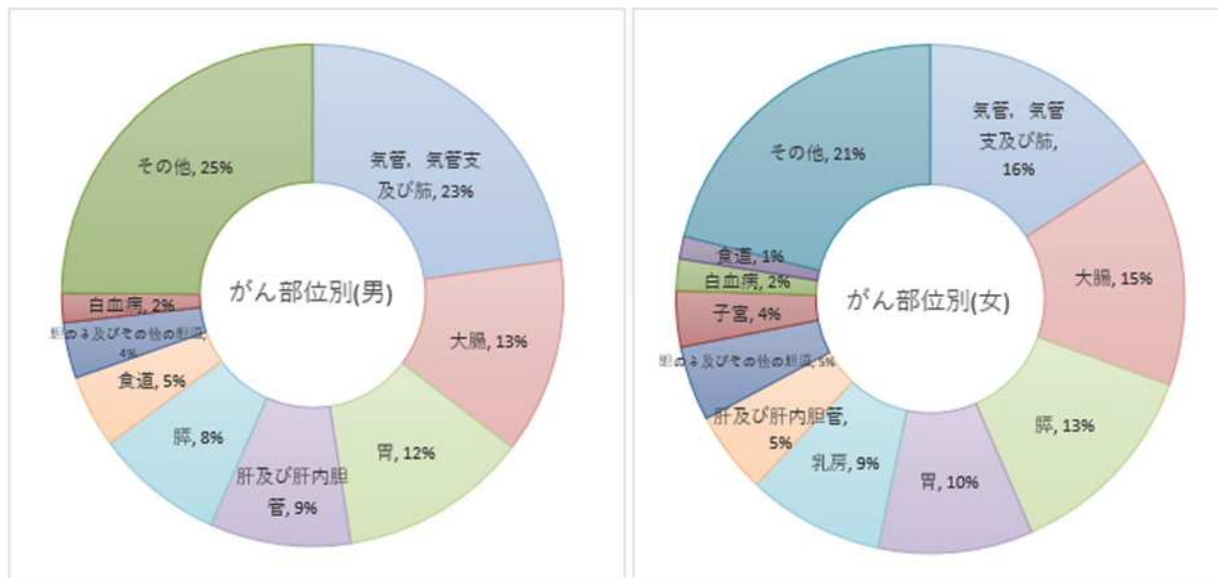
- ・市民に必要な情報が適切に届くよう、最新情報の収集及び整理を行い、情報提供していくとともに、地域で活動する患者会・支援団体の活動支援や拠点病院との協力体制を構築する。
- ・がん予防、がん患者支援、がん検診などについて掲載した「KOBE がんガイド」などを用いた啓発を継続していく。

がん対策に関するデータ

1. 全国、兵庫県、神戸市及び各区のがんによる死亡率（人口10万対）

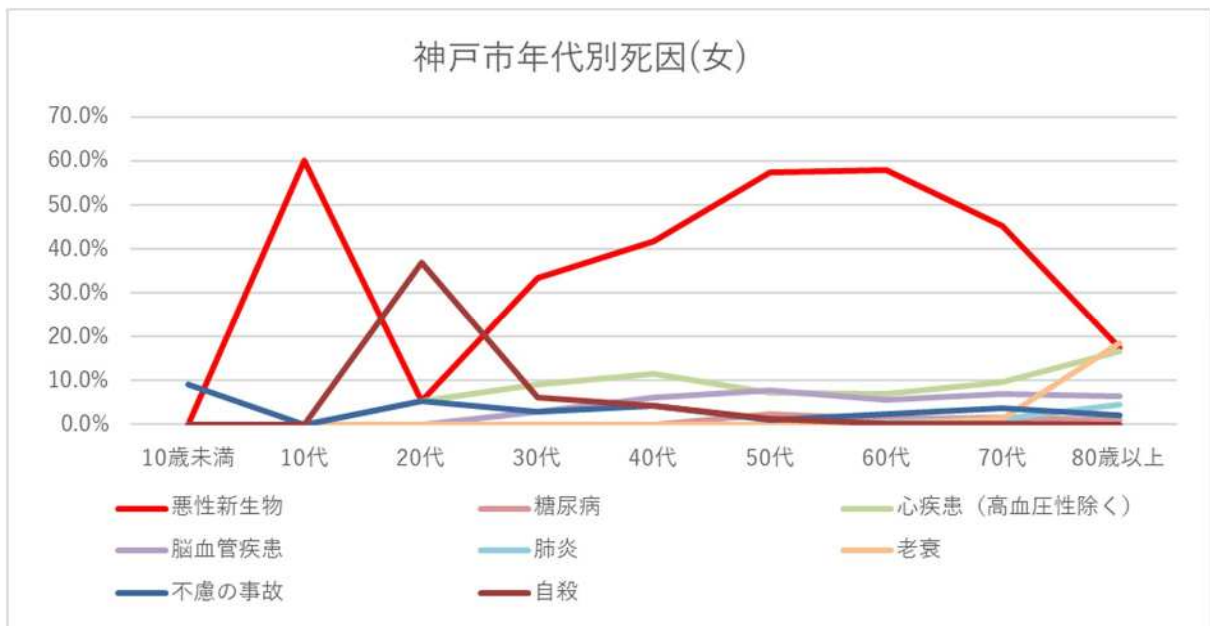
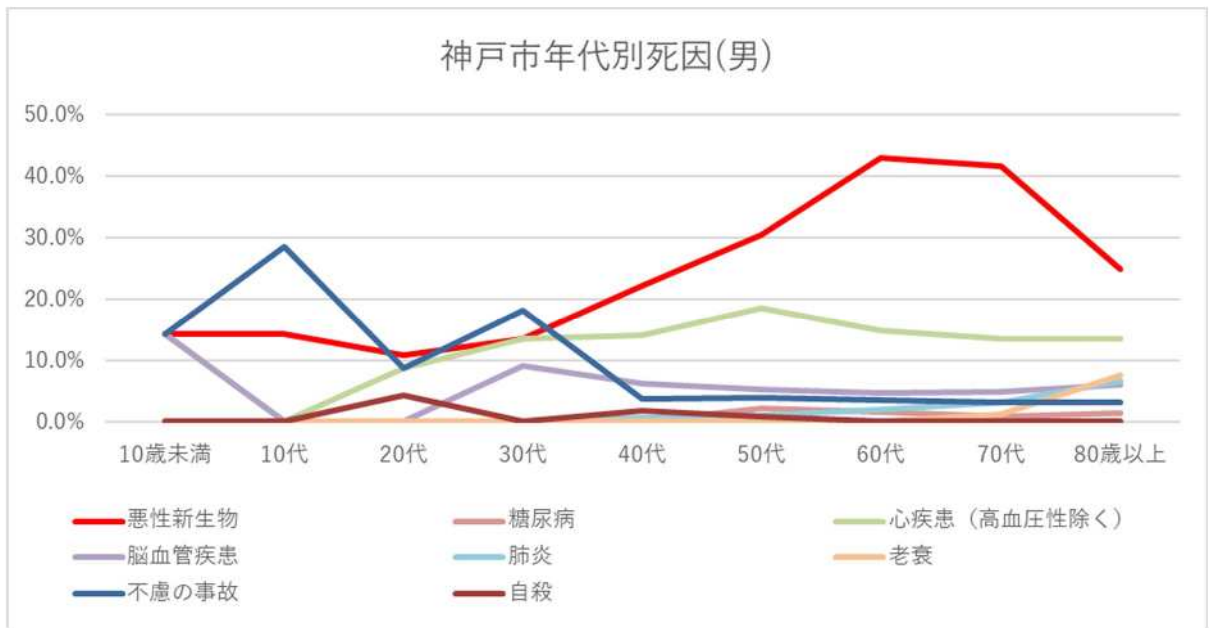


2. 神戸市のがん部位別死亡比率（男女別：令和3年）



(出典：令和3年人口動態調査)

3. 神戸市の全死因中の主な死因の割合（年代別・男女別：令和3年）



(出典：令和3年人口動態調査)

4. 令和4年度がん検診受診率 ※職域・人間ドック等を含む

<政令指定都市比較(出典：国民生活基礎調査)>

	胃がん検診(2年)		肺がん検診		大腸がん検診		乳がん検診		子宮がん検診	
	順位	受診率	順位	受診率	順位	受診率	順位	受診率	順位	受診率
札幌市	19	41.8%	18	41.0%	16	40.0%	14	43.0%	13	40.7%
仙台市	1	58.3%	2	55.4%	1	52.5%	1	58.4%	1	52.5%
さいたま市	5	52.5%	5	53.9%	3	49.2%	5	47.3%	14	40.7%
千葉市	7	50.5%	7	52.2%	13	43.2%	16	42.8%	18	38.9%
横浜市	8	50.3%	10	49.2%	4	48.6%	4	50.5%	8	43.6%
川崎市	4	53.8%	4	54.8%	2	51.3%	3	51.4%	2	49.1%
相模原市	9	49.3%	9	51.6%	8	46.6%	9	45.5%	7	44.4%
新潟市	2	55.3%	3	55.3%	5	48.1%	7	46.5%	5	45.5%
静岡市	11	48.5%	8	51.8%	11	44.5%	12	43.5%	12	40.8%
浜松市	12	47.7%	6	52.3%	7	47.7%	13	43.0%	11	41.6%
名古屋市	14	44.9%	13	44.8%	12	44.1%	11	44.7%	16	39.2%
京都市	20	41.7%	20	39.2%	19	37.7%	19	41.6%	20	37.2%
大阪市	17	42.2%	17	41.1%	18	39.3%	20	41.0%	19	38.7%
堺市	18	42.0%	15	42.4%	17	39.9%	15	43.0%	10	42.5%
神戸市	15	43.0%	14	44.2%	10	44.7%	8	46.1%	15	40.4%
岡山市	3	55.2%	1	56.3%	6	48.0%	2	54.7%	3	48.8%
広島市	6	52.1%	11	48.6%	9	45.4%	10	45.4%	9	43.0%
北九州市	16	42.6%	19	39.3%	20	37.6%	18	42.4%	17	39.1%
福岡市	13	46.0%	16	42.3%	15	41.1%	17	42.4%	6	44.9%
熊本市	10	49.0%	12	46.6%	14	42.5%	6	46.6%	4	46.3%

1位	仙台市	58.3%	岡山市	56.3%	仙台市	52.5%	仙台市	58.4%	仙台市	52.5%
20位	京都市	41.7%	京都市	39.2%	北九州市	37.6%	大阪市	41.0%	京都市	37.2%
神戸市	15位	43.0%	14位	44.2%	10位	44.7%	8位	46.1%	15位	40.4%

全国		48.0%		49.7%		45.9%		47.4%		43.6%
兵庫		42.0%		44.2%		43.2%		42.8%		38.9%

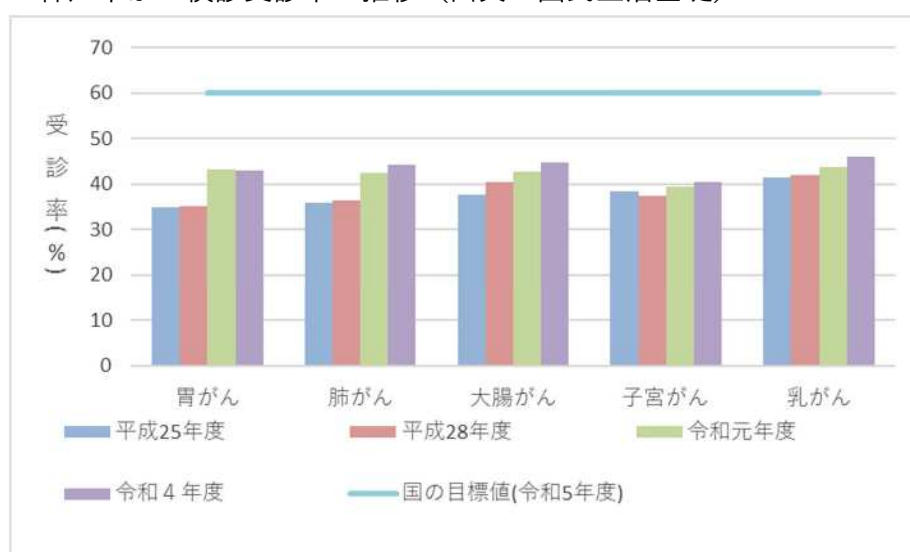
※40歳以上70歳未満のデータをもとに算出(ただし子宮がんは20歳以上70歳未満)

調査対象人数	全国	94,168人
	兵庫県	4,329人
	神戸市	1,221人

<神戸市がん検診受診率の令和元年度と令和4年度の比較>

区分	順位		受診率		
	R元	R4	R1	R4	対R元年
胃がん検診	16位	15位	43.3%	43.0%	↓0.3%
肺がん検診	16位	14位	42.6%	44.2%	↑1.6%
大腸がん検診	12位	10位	42.8%	44.7%	↑1.9%
乳がん検診	15位	8位	43.8%	46.1%	↑2.3%
子宮頸がん検診	17位	15位	39.5%	40.4%	↑0.9%

<神戸市がん検診受診率の推移（出典：国民生活基礎）>



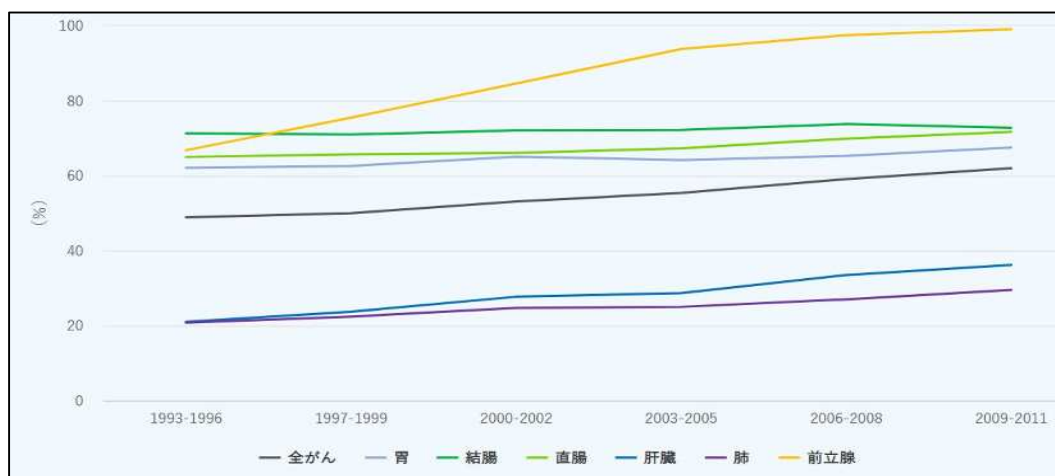
5. 令和3年度神戸市のがん検診を受診された方の精密検査の結果等

区分	受診者数	要精検者数	精密検査結果					未受診	未把握	精検受診率	がん発見率
			精検受診者数	異常認めず	がんであった者	がんの疑いのある者または未確定	がん以外の疾患であった者				
胃がん	20,372	721	562	31	31	25	475	0	159	77.9%	0.15%
大腸がん	81,807	4,271	3,141	553	206	0	895	381	749	73.5%	0.25%
肺がん	32,130	506	425	173	7	46	199	1	80	84.0%	0.02%
子宮頸がん	29,236	647	538	92	10	198	6	53	56	83.2%	0.03%
乳がん	28,741	2,291	1,988	1,210	165	79	534	6	297	86.8%	0.57%

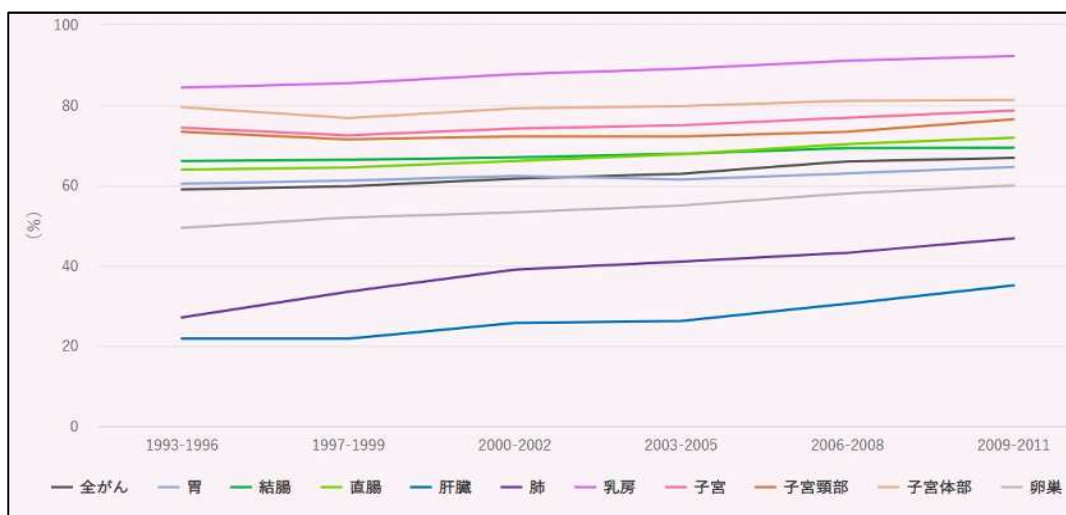
※受診者数は、令和3年度に本市のがん検診を受診された方の総数。

6. 5年相対生存率推移（全国・男女別）

（男性）



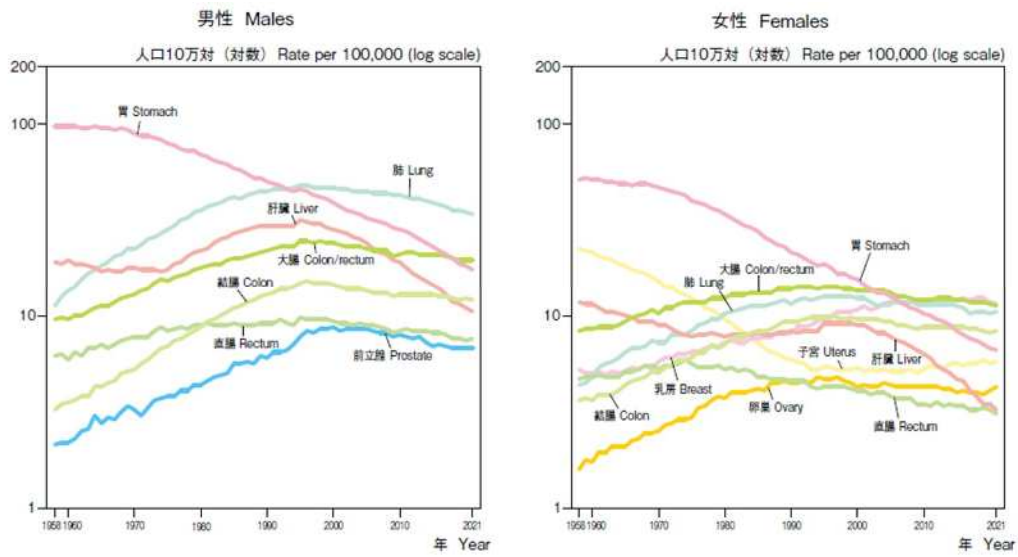
（女性）



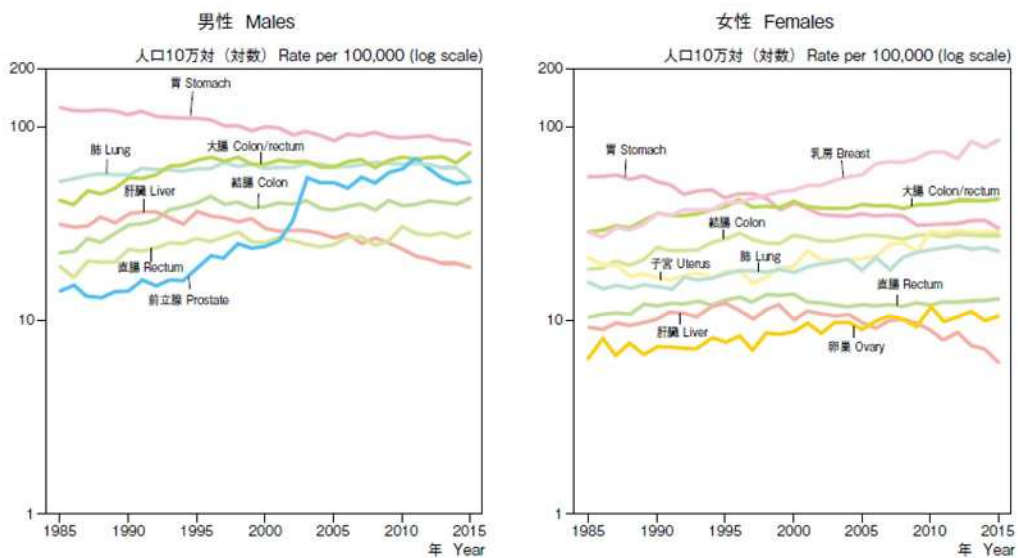
引用：国立がん研究センターがん情報サービス『がん統計』

7. 全国のがん年齢調整死亡率・罹患率年次推移（男女別）

(1) がん年齢調整死亡率（1958年～2021年） 部位別（主要部位）



(2) がん年齢調整罹患率（1985年～2015年） 部位別（主要部位）



注) 乳房の1975～2002年は上皮内がんを含む。
Breast cancer in 1975-2002 includes carcinoma in situ.

引用：国立がん研究センターがん情報サービス『がん統計』

8. がん診療の状況について

小児がん拠点病院を除いたがん診療連携拠点病院等における全登録数は、胃がんを除いてコロナ禍以前の水準に戻っているが、2020年の減少分を補完できるほどは増加していない。引き続き、コロナ禍における受診控えの影響が残ることが懸念される。

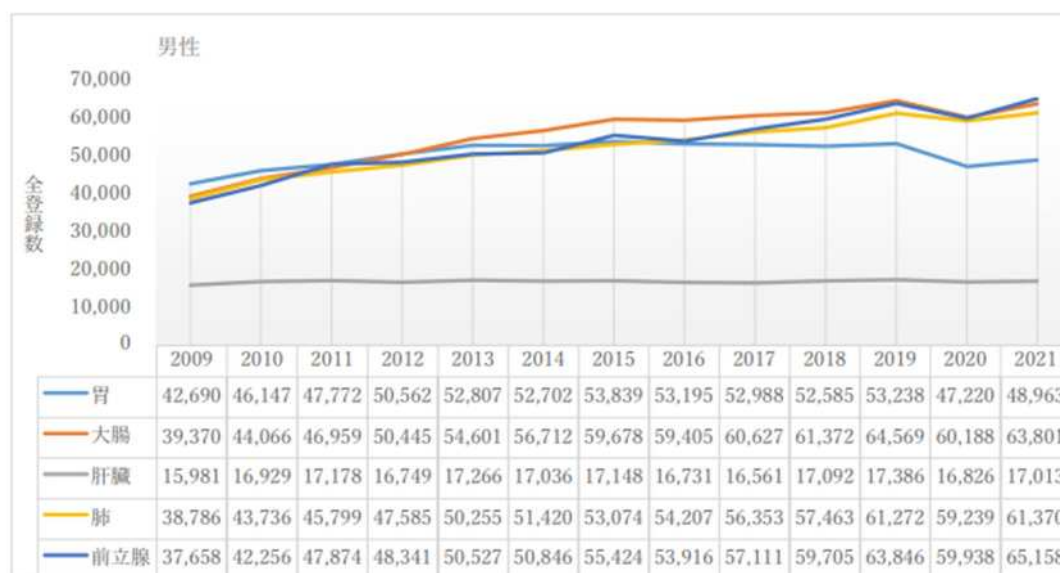


図 2-2 がん診療連携拠点病院等における 5 部位のがんの全登録数の推移

(上皮内がん等を含む、男女別、小児がん拠点病院 6 施設、任意参加病院を除く)

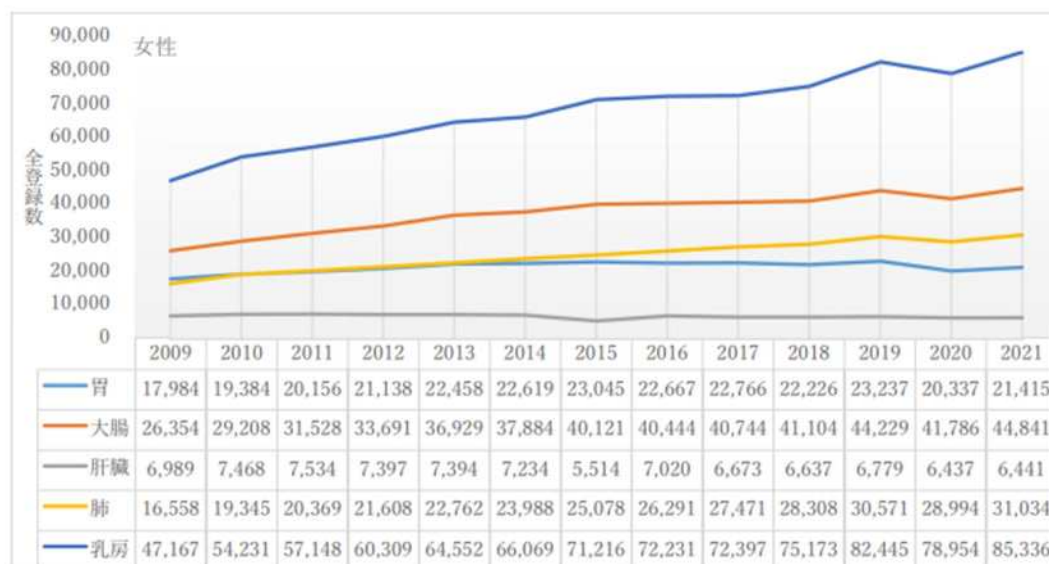


図 2-3 がん診療連携拠点病院等における 5 部位のがんの全登録数の推移

(上皮内がん等を含む、男女別、小児がん拠点病院 6 施設、任意参加病院を除く)

引用：国立研究開発法人 国立がん研究センター・がん対策研究所 がん登録センター

「院内がん登録 2021 年全国集計」

神戸市がん対策推進条例

平成 26 年 3 月 31 日

条例第 59 号

我が国では、急速な少子高齢化や社会構造の変化が進む中で、偏りのある食生活、運動不足、過労などによる生活習慣病の問題や、働く環境の変化などに起因する心の問題などが生じており、私たちの健康を取り巻く環境は厳しさを増している。その中であって、特にがんは、昭和 56 年より、国民の死亡原因の第 1 位であり、生涯のうちに約 2 人に 1 人はがんにかかると推計され、年間約 35 万人がこの病によって命を失っている「国民病」である。

本市においても、年間の死亡者数のうち、がんによる死亡者数は約 3 割を占めており、本市の健康増進計画においてがん検診受診率の向上対策及び検診結果に応じた取組の推進を掲げ、がん対策の推進に取り組んでいる。

しかしながら、本市が実施しているがん検診の受診率はおおむね 2 割から 4 割と低く、がんの脅威、予防の重要性等に対する意識が市民に十分に浸透しているとは言い難い状態にある。

このような背景の下、市民にがんの予防、早期発見及び早期治療に係る意識を普及させ、がんの予防対策並びに患者及び家族等の活動に対する支援の充実に努め、市民総ぐるみで、がん対策の更なる向上に寄与していくことを目的に、ここに神戸市がん対策推進条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市のがん対策を総合的に推進するため、がん対策に関する基本的事項を定め、もってがんの予防及び早期発見の推進並びに地域のがんに係る医療水準の向上並びにがん患者及びその家族（以下「がん患者等」という。）への支援を図ることを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、国、県、医療機関その他関係機関及び関係団体並びに患者会等（がん患者等で構成される団体等をいう。以下同じ。）と連携を図りつつ、がん対策に関し、実効性のある施策を実施するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防及びがん検診の受診に努めるとともに、市が実施するがん対策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療関係者の役割)

第 4 条 保健医療関係者（がんの予防及び早期発見並びにがんに係る医療（以下「がん医療」という。）に携わる者をいう。以下同じ。）は、市が実施するがん対策に協力するよう努めるものとする。

2 保健医療関係者は、がん患者等に対し、積極的にこれらの者が必要とするがんに関する情報を提供するよう努めるものとする。

(がんの予防の推進)

第5条 市は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する知識の普及啓発その他がんの予防の推進のために必要な施策を実施するものとする。

2 市は、肺がんを始めとする種々のがんの原因である喫煙の抑制に向け、喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす影響に関する知識の普及啓発を図るほか、受動喫煙対策として、健康増進法（平成14年法律第103号）その他の法令に基づき、必要な施策を実施するものとする。

(がんに関する教育の推進)

第6条 市は、学校教育の場において、健康の保持増進及び疾病の予防といった観点から、がんの予防も含めた健康教育に取り組むものとする。

(がん検診の受診率の向上等)

第7条 市は、市民のがん検診の受診率向上に資するよう、がん検診の普及啓発に関する施策を実施するものとする。

2 市は、がんの早期発見に資するよう、国の指針に基づくとともに、最新の知見も踏まえ、科学的根拠に基づく適切ながん検診を実施するよう努めるものとする。

3 市は、企業、団体及び医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。）との連携を図りつつ、がん検診の適切な受診の推進その他がん対策を協働して実施するよう努めるものとする。

(医療体制の充実及び研究の支援)

第8条 市並びに医療機関その他関係機関及び関係団体は、県と連携を図りつつ、がん患者がそのがんの状態に応じて、手術療法、放射線療法、化学療法等又はこれらを組み合わせた集学的治療による、質の高い適切ながん医療を受けることができるよう必要な環境整備に努めるものとする。

2 市は、がんの予防及び治療に伴う身体的負担の軽減を図れるよう、革新的ながんの診断法及び治療法の創出に資するがん研究を医療機関その他関係機関と連携しながら支援するよう努めるものとする。

(緩和ケアの充実)

第9条 市並びに医療機関その他関係機関及び関係団体は、県と連携を図りつつ、緩和ケア（がん患者の身体的苦痛、精神的苦痛その他の苦痛又は社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護その他の行為をいう。）の充実を図るために必要な環境整備に努めるものとする。

(在宅療養の充実)

第10条 市並びに医療機関その他関係機関及び関係団体は、県と連携を図りつつ、がん患者等の意向により、その居宅において療養できるよう必要な環境整備に努めるものとする。

(がん患者等への支援)

第11条 市は、肉体的な痛みだけでなく、精神的な不安や悩みに直面するがん患者等をサポートするため、相談体制の充実を図るとともに、患者会等が行う活動を支援するよう努めるものとする。

2 市は、がん患者の就労に関する啓発活動、治療と就労の両立についての相談体制の整備、その他のがん患者の就労に関する必要な支援をするよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供並びに広報)

第12条 市は、市民ががん医療に関する適切な情報を得られるよう、県及び医療機関と連携を図りつつ、がん医療に関する情報の収集に努めるものとする。

2 市は、医療機関その他関係機関及び関係団体と連携を図りつつ、市民に対し、がん医療及びがん患者等の支援に関する情報の提供に努めるものとする。

3 市は、市民のがん対策に関する理解及び関心を深めるため、広報活動その他の必要な施策を実施するものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、がん対策に関する施策を計画的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第14条 市長は、毎年度、本市のがん対策の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。